

**中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定に  
基づく認定について**

経済産業大臣により指定された地域内の中小企業者で、区長の認定を受けた場合、金融機関からの借入に対し、信用保証協会からの保証が一般保証に加え別枠で利用できます。

なお、利用にあたっては金融機関および信用保証協会の審査があります。

**(1)受付場所**

台東区 産業振興課 融資担当 電話 5829-4128

〒111-0056 東京都台東区小島2-9-18 台東区中小企業振興センター内1階

**(2)認定の要件**

次の要件のいずれも満たす事業者

- ① 申請時点で指定地域において1年間以上継続して事業を行っており、台東区内に事業所(主たる事業所、支店等)を有していること。
- ② 国の指定した災害等の発生に起因して、その事業に係る当該災害等の影響を受けた後、原則として最近1か月間の売上高等が前年同月※に比して20%以上減少しており、かつその後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期※に比して20%以上減少することが見込まれること。(最近1か月とは、原則申請する月の前月を指します。)

**注  
意  
項**

※事業活動に新型コロナウイルス感染症の影響が発生し始めた年月以降の売上高は、最近1か月及びその後2か月の見込み月に対する比較対象月とすることができません。その場合は、当該感染症が発生する直前同期の同月を比較対象月とし、売上高の資料も当該感染症が発生する直前同期の資料が必要です。なお、事業活動に新型コロナウイルス感染症の影響が発生し始めた年月は事業者様ごとに異なることから、下記必要書類の項番2「確認書」に記載してご申告ください。

**(3)必要書類**

1	法人/個人	申請書 ※2の確認書をご記入いただいてから申請書を記載していただきますようお願いいたします。													
2	法人/個人	確認書													
3	法人/個人	<p>項番2の「確認書」の各月売上高等を確認できる同一資料2期分(試算表、総勘定元帳等)</p> <p>※1】最近1か月と前期同期3か月の同一資料が必要です。(下記注意事項を必ずご確認ください)</p> <p><b>【注意事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・項番2の「確認書」に記入した「新型コロナウイルス感染症の影響が発生し始めた年月」以降の売上高は、最近1か月及びその後2か月に対する比較対象月とすることができません。その場合は、当該感染症が発生する直前同期を比較対象月とし、売上高の資料も当該感染症が発生する直前同期の資料が必要です。</li> </ul> <p>例1: 番最初に「事業に新型コロナウイルス感染症の影響が発生し始めた年月」が『令和2年4月』の場合で、「認定申請をする月」が『令和5年10月』の際の比較する月は原則下記ようになります。</p> <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">最近1か月</td> <td style="text-align: center;">令和5年 9月</td> <td style="text-align: center;">前期同期</td> <td style="text-align: center;">令和元年 9月</td> <td rowspan="3" style="vertical-align: middle;">                 ← …売上高を確認できる書類が必要                  × 令和2年、令和3年、令和4年                  9月、10月、11月は不可             </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">見込み</td> <td style="text-align: center;">令和5年 10月</td> <td style="text-align: center;">前期同期</td> <td style="text-align: center;">令和元年 10月</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">見込み</td> <td style="text-align: center;">令和5年 11月</td> <td style="text-align: center;">前期同期</td> <td style="text-align: center;">令和元年 11月</td> </tr> </table> <p>※2】決算書等の集計ベースと一致している円単位の資料であること。                  例)法人の場合: 法人税申告書等に添付の法人事業概況説明書と売上高等を確認できる資料(前期分)が千円単位で一致する 等                  例)個人の場合: 青色申告決算書の月別売上(収入)金額と売上高等を確認できる資料(前期分)が一致する 等</p> <p>※3】売上高等を導き出した経緯が確認できる明細があること。(一行書き、決算書のみ等は不可)</p>	最近1か月	令和5年 9月	前期同期	令和元年 9月	← …売上高を確認できる書類が必要 × 令和2年、令和3年、令和4年 9月、10月、11月は不可	見込み	令和5年 10月	前期同期	令和元年 10月	見込み	令和5年 11月	前期同期	令和元年 11月
最近1か月	令和5年 9月	前期同期	令和元年 9月	← …売上高を確認できる書類が必要 × 令和2年、令和3年、令和4年 9月、10月、11月は不可											
見込み	令和5年 10月	前期同期	令和元年 10月												
見込み	令和5年 11月	前期同期	令和元年 11月												
4	法人/個人	見込み売上高等を確認できる書類(売上計画表 等) ※様式は任意です。別添の「売上計画表」をご参考ください。													
5	法人のみ	商業登記簿謄本(発行日から3か月以内の原本)													
6	法人	最新の法人税申告書・決算書・勘定科目内訳明細書等控一式(2~3期分) ※税務署受付印のあるもの、または電子申告の場合は「メール詳細(受信通知内容)」が必要です。													
	個人	最新の確定申告書・青色申告決算書等控一式(2~3期分) ※税務署受付印のあるもの、または電子申告の場合は「メール詳細(受信通知内容)」が必要です。													
7	法人/個人	指定地域において1年以上継続して事業を行っていることが確認できる書類(賃貸借契約書、営業許可書、不動産建物謄本 等)													
8	法人	法人実印(訂正印用です。)													
	個人	事業主の実印(訂正印用です。)													
9	法人/個人	許認可証、届出書等の写し ※許認可等が必要な業種についてののみ													
*		上記の他、必要に応じて書類を別途ご提出いただく場合がございますので、ご了承ください。													

**(4)留意点**

- ・ 認定日から協会受付まで30日を経過しますと、認定書を再度徴求していただくこととなります。
- ・ 特別区長から認定を受けた後、認定書の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定保証の申込みを行うことが必要です。
- ・ 台東区HPも併せてご覧ください。